

議案第9号

新居浜市文化財保護審議会条例の制定について

新居浜市文化財保護審議会条例を次のとおり制定する。

令和4年2月28日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市文化財保護審議会条例

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条第2項の規定に基づき、新居浜市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について市長に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、文化財保護担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(新居浜市文化財保護条例の一部改正)

2 新居浜市文化財保護条例(昭和31年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条中「新居浜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条、第6条及び第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条中「き損した」を「毀損した」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条から第12条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条を削る。

第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条を第13条とする。

## 提案理由

文化財の保存及び活用に関し、市長から諮問された事項について調査審議等を行う新居浜市文化財保護審議会を設置するため、本案を提出する。